

回答に対する市長の回答の概要

- ・再協議の申入れに対する回答をいただいたが、当初の国の案と何ら変わらず、分散保管を前提とした本市からの申入れや市民説明会等における市民の意見がまったく考慮されておらず、詳細調査の受け入れをすることはできない。
- ・指定廃棄物長期管理施設詳細調査候補地の選定経緯等にかかる情報開示を求めているが、十分な情報開示がされなかった。
また、再協議の申し入れ後も懸念事項について説明を求めているが、納得できる説明はなかった。
- ・本年9月に国会において公表された「指定廃棄物の指定解除手続及び長期管理施設の詳細調査候補地選定の在り方等に関する質問に対する答弁書」において、本市で保管する指定廃棄物の放射能濃度が8,000ベクレル以下と推定されている中、実質的に指定廃棄物がない本市に県内のすべての指定廃棄物を運搬し、集約して保管することについて到底、市民の理解が得られるものではない。指定廃棄物の指定解除手続の創設については、本市からは以前より要望しているところであるが、速やかに創設することをあらためて要請する。
- ・市議会においては、先の定例会や現在開会中の定例会においても、詳細調査の受け入れ反対を求める内容の質問が行われている状況にある。
- ・分散保管の考え方が広がってきており、国の案である県内1箇所集約については安全・安心面から市民理解は得られない。また、指定廃棄物を移動し、集約することにより風評被害が発生することは避けられないと考えている。
- ・このため、指定廃棄物の管理に当たっては、指定廃棄物を排出し保管している自治体内で分散保管を行うことが適切であると判断しており、詳細調査の受け入れはできない。
- ・指定廃棄物の発生から4年以上が経過し、放射能濃度の減衰が進むなど、国が平成24年3月に集約保管の方針を示した当時と条件が異なることから、国は方針を見直すことが必要な時期に来ていると考えている。
- ・本市としては、今回の件について、即座に反対することなく、真摯に受け止め、議論をしてきており、その上で、市として最終的な結論に至ったものである。